



各種相談

人権相談

問 人権施策課 ☎28-6073 FAX28-6173

市民のみなさんが毎日の生活を営んでいく上で、「これは人権問題ではないだろうか?」と感じたときは、人権擁護委員にお気軽に相談してください。相談は無料です。

相談日の日程は「広報四国中央」の行政フラッシュ相談日程に掲載していますので、ご確認ください。

☆一人で悩まず、電話してください。

法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

| | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 奇数月 第3月曜日(原則) 10:00~12:00 | 土居福祉センター1階 | 人権施策課 ☎28-6073 FAX28-6173 |
| 偶数月 第1月曜日(原則) 13:00~15:00 | 川之江文化センター4階 | |
| 偶数月10日(原則) 10:00~12:00 | 新宮公民館1階 研修室 | |
| 年中(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15 | 松山地方法務局四国中央支局 ☎23-2407 FAX23-2496 | |

行政相談 **問 総務調整課 ☎28-6002**

行政相談は、公正・中立の立場から、行政などへの苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現を促進します。

- ・「どこに相談したらよいか分からない」
- ・「役所に申請したが、手続きが進まない」

こんなときは、行政相談委員又は総務省にご相談ください。相談は無料で、秘密を固く守ります。

◆行政相談委員は、毎月市役所などで相談所を開設しています。日時は、市報や総務調整課にご確認ください。

〈広告〉

当事務所は、法律の専門家としての立場で、迅速かつ誠実に最善の問題解決の実現に尽力いたします。

相談料30分
3,000円
+
消費税

借金問題・人身事故に
関する相談は
初回無料

<http://www.mishima-lawoffice.com/>
駐車場有り

〒799-0405

四国中央市三島中央5-5-23 岡崎ビル2階

TEL0896-22-3966

◆総務省愛媛行政監視行政相談センター「きくみみ愛媛」でも受け付けます(☎089-941-7701)

法律相談・司法書士相談

問 市民くらしの相談課 ☎28-6143

市民のみなさんが日常生活で抱える法律問題について弁護士・司法書士が行う無料相談の受け付けを行っています。相談日の日程は「広報四国中央」の行政フラッシュ相談日程に掲載していますので、ご確認ください。

無料相談は前日までに予約が必要です。(土・日・祝は予約不可)相談時間は20分以内です。

女性相談

問 市民くらしの相談課 ☎28-6143

配偶者からの暴力(DV)、離婚問題の相談を受け付けています。一人で悩まずに相談してください。関係機関と連携して問題の解決の方法を考えていきます。

消費生活相談

問 市民くらしの相談課 ☎28-6143

市民と事業者との間における商品やサービスなどの消費生活トラブル、架空請求や送り付け商法などの悪質商法、多重債務について、法令に基づいたアドバイスを行ったり適切な相談窓口を案内しています。

また、消費生活トラブル防止のための出前講座を行っていますので、お気軽にご利用ください。

三島総合法律事務所

Mishima Law Office

弁護士 三浦 裕章(愛媛弁護士会所属)

高齢者や介護に関する相談窓口

問 高齢介護課 地域包括支援センター
担当区域:市内全域 ☎28-6147

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が連携を取り合いながら、高齢者やそのご家族に対して、介護・福祉・医療などさまざまな面から総合的な支援を行います。

家庭児童相談

育児・子育ての不安、療育困難、虐待*などの子どもに関する様々な相談に家庭児童相談員が応じます。

▶ **対象者** / 18歳未満の子どもと保護者

▶ **相談窓口**

- こども課 ☎28-6027
- 川の江福祉窓口 ☎28-6182
- 土居福祉窓口 ☎28-6321

▶ **相談時間** / 月～金曜日 8時30分～17時15分

訪問などで相談員が不在の場合もありますので、事前に連絡してください。

※虐待に関する相談は、児童相談所全国共通3桁ダイヤル☎189(24時間対応)でも応じます。



各種相談

〈 広告 〉



建設産業で働く人を“サポート”する組合です

AI-KEN

愛媛県建設労働組合 川之江三島支部
 中央建設国民保険組合 川之江三島出張所
 労働保険事務組合

事務所
 〒799-0101 愛媛県四国中央市川之江町981-7
TEL・FAX 0896-58-2477

労働法務の専門家

大西社会保険労務士事務所

四国中央市金生町下分231-7
 リバーサイドビル2階
TEL 0896-29-5077
FAX 0896-29-5277
 大西社労 四国中央

助成金 人事労務管理
 リスクマネジメント

株式会社 大西総研
 四国中央市金生町下分231-31

商売のこと.....
 税金・経営・労働保険etc
 ご相談はお気軽に



宇摩民主商工会

☎ 0896-23-3401

四国中央市寒川町284

宇摩民商 検索

お気軽にご相談ください



JBA 税理士法人 四国中央事務所

JBA GROUP <https://tcs2.jp>

〒799-0413 四国中央市中曾根町366-1
 TEL0896-72-6068 FAX0896-72-6069

グループの総合力で、税に関する様々な問題を解決に導きます！
 初回の相談は無料です。

JBAグループ

- JBA税理士法人四国中央事務所
- JBA不動産鑑定事務所
- JBA行政書士事務所
- JBAアセットマネジメント&コンサルティング(株)

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭等で抱えている様々な悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いや、アドバイスをしています。お気軽にご相談ください。

☎相談窓口／こども課 ☎28-6027

月～金曜日 8時30分～15時30分

訪問などで相談員が不在の場合もありますので、事前に連絡してください。



各種相談

生活困窮者自立支援制度

☎生活相談支援センター ☎28-6101
(社会福祉協議会内)

■生活上の不安や心配ごとなど、一人で悩まず、まずご相談ください。

あなたの声に寄り添い、あなたに合った解決を一緒にお探しします。

心身の不調、失業や就労の問題、家族や家計の問題、子育ての悩みや介護疲れ、社会的孤立や生きがいの喪失など、生活に困窮する方々の相談を専門支援員が受け付け、困窮状態の解決や自立に向けての支援を行います。

生活保護制度

☎生活福祉課 生活保護係 ☎28-6146

■ 制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

■ 申請について

相談・申請窓口は、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。生活保護を受けるための要件および内容についてはお問い合わせください。

その他援護制度

☎生活福祉課 社会福祉係 ☎28-6023

戦没者の遺族や戦傷病者の援護のほか災害援助や法外援護等を行っています。

各種相談

☎ボランティア市民活動センター ☎28-6039

ボランティア活動に関する相談やコーディネート、研修会、情報提供などを行っています。ボランティアを希望する方も求める方も、お気軽にご相談ください。

☎住所／三島宮川4-6-55 (市役所市民交流棟1階)

☎開館時間／月～金曜日 10:00～18:30

土曜日 10:00～17:00

☎休館日／日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)

〈広告〉

皆様の安心 親しみ 信頼を

弁護士法人 伊予

四国中央法律事務所

常に弱者の立場から、
金儲けに走ることなく、
適切な法的サービスを提供します。
まずはお気軽にご相談ください

代表社員弁護士 奥島 直道

[愛媛弁護士会所属]

弁護士 和田 聖仁

弁護士 城戸 昭憲

四国中央市中曾根町564-2

TEL 0896-28-8306

大王製紙

社長 佐光 正義

愛媛県四国中央市三島紙屋町2-60

TEL0896-23-9001